

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究

令和5年度 統括・分担研究報告書

研究代表者 横 田 睦

令和6（2024）年3月

1. 研究の目的現在

我が国は高齢社会を背景に死亡者が増加傾向であり、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する傾向があるとの指摘がある。

このほか、新型コロナウイルス感染症の発生を機に遺体の取扱いに係る公衆衛生上の問題に注目が集まる等、死亡から埋火葬されるまでの間について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から遺体を適切に取り扱う重要性が増している。

また、遺体を取り扱う事業（葬儀業、遺体安置業、火葬業等）の運営については、国民の宗教的感情に適合することが望ましいが、遺体を取り扱う事業者による遺体へのおいせつや遺体の取り違えの報道がある等、国民の宗教的感情に適合しないと考えられる形で営まれる事例も散見される。

しかしながら、遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するか把握する方法が現状ないことから、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、どのような点に具体的な課題があるのかについて、業界団体に属していない事業者を含めて、実態を調査するとともに、どのような方策をとることが考えられるかを検討する必要がある。

その方策の一つとして、例えば、提供されるサービスの水準や内容等について一定の水準や合理性を満たしていることを、業界横断的な第三者が評価し、その基準を満たしている事業者を登録する仕組みが考えられる。この登録をした遺体取扱事業者に対して、必要な

情報を共有する仕組みも併せて検討に値する。

これらの検討課題に関して、令和4年度厚生労働科学特別研究事業（新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究）において、遺体の取扱いについて、葬儀場や火葬場等での状況に関するアンケート調査を行うとともに、自治体における条例等の制定状況や諸外国での法令の調査を行いとりまとめたところである。同報告は、今後の検討にあたり貴重な資料となるものであるが、以下の点で課題が残った。

- ・ 当該アンケート調査において、業界団体に属していない事業者を対象としていなかったことや、質問項目について国民の宗教的感情への適合という点に焦点を置いていなかったこと等から、更に検討を進める上で調査を追加的に行う必要がある。
- ・ 当該調査においては、今後の方策について具体的な検討までは行われなかったため、その点の検討を加える必要がある。

加えて、こうした遺体の取扱いとは別に、無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂）の更なる増加が懸念される中、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手續や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、具体的に示すことが必要との指摘がある。

そこで本研究では、研究計画書に記載したとおり、遺体を取り扱う事業者に関する調査を行った上で登録基準案を作成するほか、無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて、留意すべき私法上の規定や内容等を整理することを目的とした。

2. 研究者（各々五十音順）

研究代表者	公益社団法人 全日本墓園協会_理事・主管研究員	横 田 睦
研究分担者	弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック_弁護士 虎の門法律事務所_弁護士・法律事務所パートナー 特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会_主任研究員	浦 川 道太郎 小 松 初 男 森 山 雄 嗣
研究協力者	独立行政法人国民生活センター_相談情報部相談第2課長 長崎大学生命医科学域肉眼解剖学_特命教授 島根大学医学部環境保健医学講座_教授 総合ユニコム 株式会社「フューネラルビジネス」編集人	加 藤 玲 子 弦 本 敏 行 名 越 究 吉 岡 真 一

3. 研究の方法、具体的な研究計画 及び 分担者名

3-1. 研究の目的・方法

<研究全体の計画・方法>

【上半期目処】

本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地・埋火葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者のほか、民法・消費者問題の法制度・判例研究・実務の専門家である3名の研究分担者に加え、公衆衛生分野、葬祭関係分野、消費者行政分野の研究協力者も参画する研究班を研究開始時に発足させ、検討を進める。

本研究を進めるに当たっては、

- ・ 公衆衛生上の問題を検討する際に「安置所等における衛生基準の確立に向けた実証研究」(23LA0501)と連携するほか、
- ・ 遺体の取扱いについての先行研究である令和4年度厚生労働科学特別研究事業(新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究)を活用する。

なお、以下において、<研究1>とは遺体を取り扱う事業者の課題を調査し登録基準案を作成する研究を、<研究2>とは無縁改葬の手續及び無縁改葬後の墓石その他の物品の取扱いについて留意すべき私法上の規定や内容等を整理する研究をいう。

<研究1>

本研究では、上記研究班の下で、以下のとおり、遺体を取り扱う事業者(葬儀業、遺体安置業、火葬業等)について調査を実施する。

(1) アンケート調査票の作成(担当:横田・森山)

遺体を取り扱う事業者(葬儀業、遺体安置業、火葬業等)の課題が浮き彫りとなるよう、以下の点に留意して、アンケート調査票を作成する。同調査票の作成には、生活衛生課及び研究協力者とも緊密に連携をとりながら作成するものとする。

- ア 公衆衛生上の問題(遺体の処置・保管・作業者の感染の防止等)
- イ 利用者・消費者との契約締結・履行・広告・情報公開・相談窓口・紛争処理等上の問題
- ウ 地域住民との問題
- エ 経営者・従業員等の資質の問題
- オ 行政との関係上の問題(自治体は遺体を取り扱う事業者を把握できているか、遺体を取り扱う事業者への周知をどのように行っているか、等)

(2) 以下の事業者にアンケートを実施するとともに集計等を行う。

アンケート対象数が多いことから、集計に当たっては、コストを抑えながら、早急に集計・

分析を行うために Web も活用した集計を行う。

ア 葬儀業関係・遺体安置業（担当：横田・森山）

事業者団体（全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会 等）に属さない事業者について、横断的に調査をする必要性の観点から、遺体を取り扱う事業者、総数約 15,000 社（※）に対し、調査を実施する。

（※）NTTの作成するハローページのデータベースにおいて「葬儀業・葬祭業」を行う会社として登録されている会社数（24,693 社）をもとに、重複分などについて整理。

イ 火葬場関係（担当：森山・横田）

衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場（※）について、国内に存在する約 1,500 箇所の火葬場について、遺体を取り扱う事業者を全体的に調査するという観点から、全数調査を実施する。

（※）「恒常的に使用している」火葬場とは、過去 1 年以内に稼働実績のある火葬場をいう。

<研究 2 >（担当：浦川・小松・横田）

本研究では、無縁改葬（無縁墳墓等の死体・焼骨を他の墳墓や納骨堂に移すこと）の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

【下半期目処】

<研究 1 >（担当：横田・森山）

上記の調査の結果を踏まえて、本研究の目的・課題にも掲げた、遺体を取り扱う事業者については、墓地・火葬場を除いては許可・認可等の法的規制はなく、特に業界団体に属していない事業者は、どこにどのような業者が存在するか把握する方法が現状ない。

このために、関連通知等が定められても、その周知の徹底が難しいとの指摘がある。

かかる状況下、遺体を取り扱う事業について、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを促すために、業界団体に属していない事業者を含めて今後の方策として、遺体を取り扱う事業者について業界横断的な第三者による登録制度を検討し、その登録基準案を作成する。

<研究 2 >（担当：横田・浦川・小松）

引き続き、無縁改葬の円滑な実施に資するよう、無縁改葬の手続や無縁改葬後の墓石等の取扱いについて、取扱いを整理し、留意すべき私法上の規定や内容等を整理する。

以 上